

エコマーク料金規定の一部改定について（報告）

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

新規商品類型 No.505 「飲食店」（2017年9月1日制定）に係わる商品認定審査料および使用料を（追加）規定するため、エコマーク料金規定を以下のとおり改定します。

1. 改定内容

商品類型 No.505 「飲食店」に係わる商品認定審査料および使用料について、当該規定の別表 1.2 及び別表 2.2 を以下のとおり改定する。（改定箇所＝太字部分）

エコマーク商品認定審査料

別表 1.2 商品類型 No.501 「小売店舗」、**及び**商品類型 No.503 「ホテル・旅館」、**及び**商品類型 No.505 「飲食店」に係る審査料（「エコマーク認定・使用申込書」1通あたり）

審査料（別途消費税）
40,000 円

注：平成 30 年（2018 年）3 月 31 日までの認定審査申込分に関する審査料は、一律 2 万円（別途消費税）とします。

別表 2.2 商品類型 No.501 「小売店舗」、商品類型 No.502 「カーシェアリング」、**及び**商品類型 No.503 「ホテル・旅館」、**及び**商品類型 No.505 「飲食店」に係る使用料（年間、1 事業者あたり）

区分		使用料（別途消費税）	
商品類型 No.501 「小売店舗」 商品類型 No.503 「ホテル・旅館」	認定施設数	1～9 施設	1 施設目 30,000 円＋ 2 施設目以降：1 施設 毎に 20,000 円加算
		10～29 施設	200,000 円
		30～100 施設	500,000 円
		100 施設超	1,000,000 円
商品類型 No.502 「カーシェアリング」	車両台数	100 台以下	30,000 円
		101～500 台	200,000 円
		501～3,000 台	500,000 円
		3,000 台超	1,000,000 円
商品類型 No.505 「飲食店」	認定施設数	1 施設	30,000 円
		2～9 施設	50,000 円
		10～100 施設	100,000 円
		101～500 施設	200,000 円
		501～2,000 施設	500,000 円
		2,000 施設超	1,000,000 円

2. 改定実施日 2017年9月1日

以上